



# 帰ってきた gomidas No.21

## 家庭系「もやすごみ」の減量が進んでいます

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎5101

平成25年10月、ごみの減量などを目的に、各家庭から排出される「もやすごみ」と「粗大ごみ」にごみ処理手数料を導入しました。

手数料導入後の「もやすごみ」の量の推移を、導入前の平成24年度と比較すると、皆さんの協力によりごみの減量が着実に進んでいます。

【表1】ごみ処理手数料導入に伴う「もやすごみ」処理量の推移

年度	処理量 (kg)	平成24年度との比較	
		減少量 (kg)	減少率 (%)
平成24年度	6,629,680	—	—
平成25年度	5,822,240	▲807,440	▲12.2%
平成26年度	5,734,080	▲895,600	▲13.5%
平成27年度	6,093,000	▲536,680	▲ 8.1%

引き続きごみの減量にご協力ください

平成27年度は減少率が約8%にとどまっていますが、これは事業系の「もやすごみ」が、前年度より約484トン増加したためで、各家庭から出される「もやすごみ」は引き続き減少しています。

市では、「もやすごみ」の減量にご協力いただくため、さまざまな助成制度を設けています。

こうした制度の積極的な活用により、「生ごみ」を「肥料」として、また「新聞・雑誌・雑紙(ぎつがみ)・段ボール」などを「紙資源」として有効に活用することで、引き続き「もやすごみ」の減量へのご協力をお願いします。

### 生ごみ処理容器の購入への助成



生ごみをたい肥化することで、「もやすごみ」の減量を進めるため、生ごみ処理容器の購入者に対して助成を行っています。【表2】

【表2】

	生ごみ処理バケツ	コンポスト	段ボールコンポスト	電動生ごみ処理機
対象の生ごみ処理容器	EMボカシ専用のバケツ型の処理容器	畑などの屋外に設置する容器	通気性のよい段ボールと竹パウダー、もみ殻くん炭などの内容物を組み合わせたもの	温風や微生物などを利用して乾燥させたり、発酵・分解する電動処理機
助成額※	1,000円	2,000円 (容量が130ℓ以下) 3,500円 (容量が130ℓを超える)	1,000円	20,000円
上限数	年間2個	年間2個	年間6セット	5年間で1機
販売場所	環境整備課(市役所本庁2階)またはリサイクルセンター(東栄)		NPO法人えこらいふ大竹(中川宅 ☎7568)	家電販売店
申請方法	領収書、認印、申請者名義の口座が確認できるもの(預金通帳等)を持参し、環境整備課またはリサイクルセンターで申請してください。助成金は、後日、指定口座に振り込みます。			

※ 処理容器1個または1セットにつき、購入金額の2分の1以内の額(100円未満は切捨て)で、上記の金額を上限とします。

### 「資源回収」の活動への支援



自治会、こども会や老人クラブなどの団体が、家庭から出される新聞・段ボールなどの紙類やアルミ缶などを集め、回収業者に引き渡すリサイクル活動に対して、回収量に応じて報奨金を交付し、活動を支援しています。

市内のほとんどの自治会および多くの団体が「資源回収」に取り組んでおり、報奨金がそれぞれの団体の活動資金として有効に活用されています。

### 対象となる回収物

新聞・雑誌・雑紙(ぎつがみ)・段ボール・紙パック・アルミ缶

※ 紙パックは洗浄後に水を切り、乾燥させ、開いてひもで束ねて出してください。

### 報奨金の算定

回収業者に引き渡した回収対象物の重量1kg当たり4円を交付します。

### 回収方法

○システム回収  
ごみ収集カレンダーで決められた「紙資源の日」に、実施団体が指定したごみステーションを利用して回収する方法です。

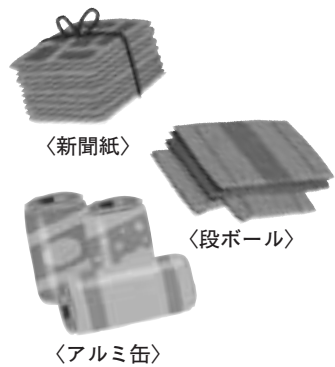
※ 対象となるごみステーションには、「資源回収」用の「のぼり(黄色)」が立っています。

○団体回収  
ごみ収集カレンダーで決められた「紙資源の日」とは関係なく、実施団体が回収業者との間で決めた期日に、指定した場所を利用して回収する方法です。

### 申請方法

所定の様式により、年1回、リサイクルセンターに申請してください。

詳しくは、リサイクルセンターに問い合わせください。



### 福祉的補助制度をご利用ください

ごみ処理手数料を導入した一方で、市民の皆さんのごみの処分に関する経済的な負担を軽減することなどを目的として、次のとおり福祉的補助制度を設けています。

#### 「もやすごみ袋」の無償配布

「もやすごみ」の減量が困難な世帯や、所得が低いため経済的な負担が大きい世帯に対して「もやすごみ袋」を無償で配布します。

#### おむつの使用が常時必要な方のいる世帯

対象 おむつの使用が常時必要であると医師から診断された、在宅の高齢者や障害者のいる世帯

配布数 「もやすごみ袋(中)」を、年間10袋(100枚)を上限に配布します。

※ 申請は年度ごとに必要です。申請した期日に応じて配布しますので、年度途中で申請した場合は配布数が少なくなります。

### 乳幼児のいる世帯

対象 2歳未満の乳幼児のいる世帯

配布数 「もやすごみ袋(中)」を、年間10袋(100枚)を上限に配布します。

### 所得の低い世帯

対象 市民税が非課税の世帯または生活保護を受給している世帯

配布数 「もやすごみ袋(中)」を、年間3袋(30枚)を上限に配布します。

### 配布方法

該当者に、「大竹市指定ごみ袋引換券」を郵送します。

環境整備課、リサイクルセンターまたは各支所で券と引き換えてください。

### 申し込み

環境整備課、リサイクルセンター、各支所に備え付けの申請書に記入し、環境整備課、リサイクルセンターまたは各支所へ。

※ 申請は年度ごとに必要です。申請した期日に応じて配布しますので、年度途中で申請した場合は配布数が少なくなります。

### ふれあい戸別収集

寝たきりなど、ごみステーションへのごみ出しが困難な方で、親族などによるごみ出しの協力が難しい場合、自宅の玄関までごみの回収に伺います。(利用無料・週2回まで)

### 対象

世帯員が次に掲げる方のみで構成されている世帯

- ① 介護保険の要介護認定が3以上の方
- ② 身体障害者手帳の1級または2級を所持している方
- ③ 療育手帳のAまたはAを所持している方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級を所持している方

⑤ ①から④までに該当しない場合で、特別な事情があるため、戸別収集が必要な方

申し込み  
環境整備課、リサイクルセンター、地域包括支援センター(サントピア大竹)、居宅介護支援事業所に備え付けの申請書に記入し、環境整備課またはリサイクルセンターへ。

申請後に訪問調査を行い、利用の可否を決定し、通知します。